



税関
Japan Customs

アドバイザー向け
オンライン特別セミナー

日インドネシアEPA 改正議定書 発効セミナー

※本資料からはアドバイザー向け一部資料を省略しています

2026年7月23日
財務省関税局



日・インドネシア経済連携協定



概要

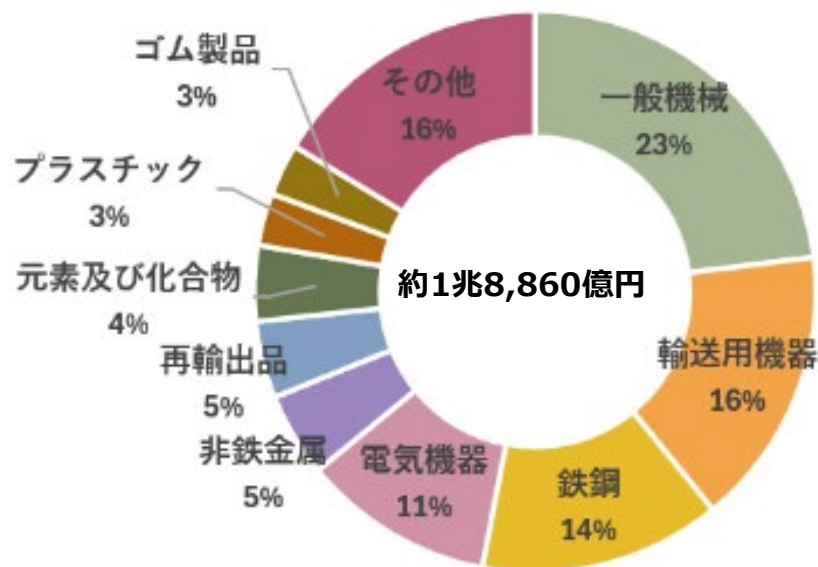
- 東南アジアの大国・戦略的要衝。日本にとって輸出入の両面でASEAN最大の貿易相手国の一つであり、重要なエネルギー供給国。
- 2008年7月、日・インドネシア経済連携協定発効（物品及びサービス貿易のアクセス改善。自然人の移動、知的財産等の幅広い分野のルール整備）。

物品貿易総論

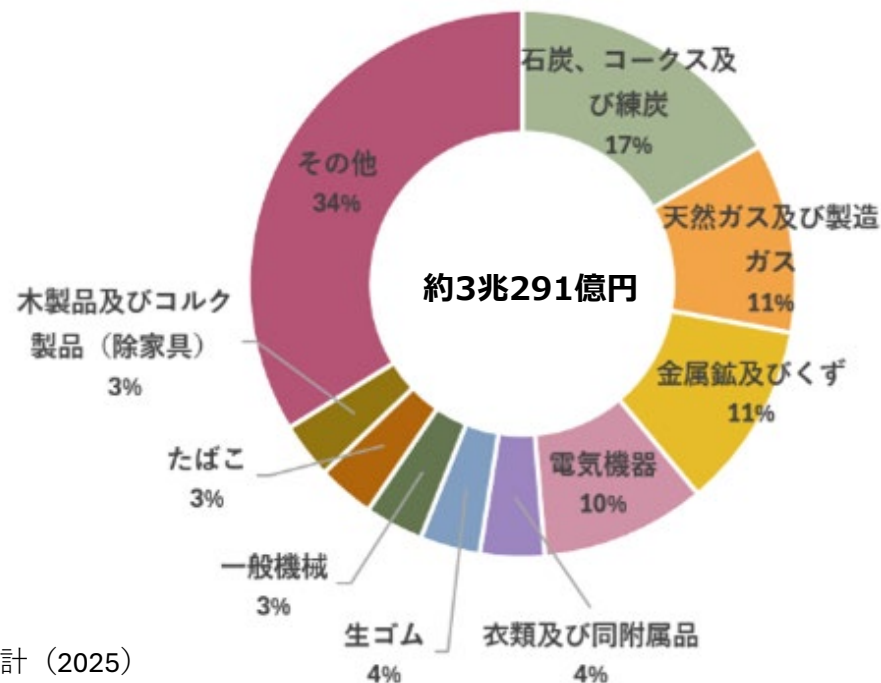
- 日本側の貿易額ベースの関税撤廃率 約 93%
- インドネシア側の貿易額ベースの関税撤廃率 約 90%（鉄鋼の特定用途免税制度含めると実質約 96%）

日・インドネシア貿易実績（主要概況品目）

インドネシアへの輸出



インドネシアからの輸入



出典：財務省貿易統計（2025）



日・インドネシア経済連携協定 改正議定書

(正式名称：経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書)



背景

- 2008年7月に発効した日・インドネシア経済連携協定は、原則として協定発効後5年目に一般的な見直しを行う旨を規定。2013年12月に一般的な見直しを開始することで合意し、2015年5月に一般的な見直しの交渉を開始。
- 2023年12月の日インドネシア首脳会談において本議定書の交渉の大筋合意を確認。2024年8月8日に署名。

主な内容

➤ 日本への市場アクセスの改善

- 114品目（かつお缶、きはだまぐろ等の水産品、フルーツジュース、マヨネーズ等の加工品等）の関税撤廃・引下げ等

➤ インドネシアへの市場アクセスの改善

- 自動車及び鉄鋼・鉄鋼製品計19品目の関税撤廃・引下げ
- 鉄鋼等の特定用途免税制度（※）の改善等
（※自動車生産等の特定の用途のために輸入される製品について免税とする制度）
- 日本産短粒種米の低関税輸入枠の設定

➤ ルール面での改善

- 電子商取引章の追加（情報越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の利用・設置要求の禁止、ソースコードの移転・開示要求の禁止等）
- 知的財産章の拡充（特許の外国語書面出願手続における利便性確保、地理的表示(GI)関連規定の追加（酒類、農産品等）、国境措置の強化等）

➤ その他

- 看護師・介護福祉士候補者の受入れ条件の改善等

早期締結の意義

- 物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスの改善に加え、ルール面での改善を含む改正を通じ、協定の内容を拡充。
- ASEANにおいて最大の経済規模を有するインドネシアとの経済関係の促進、ひいては二国間関係全体の更なる緊密化が期待される。



日本による市場アクセスの改善（輸入面）

農水産品等計114品目の関税撤廃・引下げ等

新たに関税撤廃・引下げ等の対象となる主な品目

HS	品目	譲許内容	PSR	備考
0303.42-000	きはだまぐろ	E 5 (段階的撤廃)	CC	
1604.14-010	かつお缶	即時撤廃	CC（第三類の材料からの変更を除く。）	
1604.14-091	かつお節	即時撤廃	CC（第三類の材料からの変更を除く。）	体長30cm未満のかつおが原料として含まれないことをインドネシア政府が証明したものに限る。
1604.14-092	まぐろ缶	即時撤廃	CC（第三類の材料からの変更を除く。）	
1604.14-099	かつお・まぐろ調整品	即時撤廃	CC（第三類の材料からの変更を除く。）	体長30cm未満のかつおが原料として含まれないことをインドネシア政府が証明したものに限る。
20.09	果実または野菜のジュース	E10～E15 (段階的撤廃)	CC（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）	
2103.90-110	マヨネーズ	E 7 (段階的撤廃)	1 インスタントカレーその他のカレー調整品 CTSH 2 その他のもの CC	

インドネシア協定締約国品目証明書

要件

- インドネシア協定附属書 1 付録Aに定める事項の記載
 - ✓ 日本国の譲許表の品名欄に定める品名が記載されていること。
 - ✓ 仕入書の番号及び日付が記載されていること。
 - ✓ 1604.14-091又は-099に分類されるインドネシア原産品であって、長さ30センチメートル未満のかつおを含まない原材料により製造されたことが証明されていること。
- かつ 発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること
- 品目証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。

発給機関

インドネシア海洋水産省

その他

その証明に係る貨物の課税価格の総額が20万円以下の場合であって、特惠待遇を受けることのできる品目に分類されるか否かを決定するために必要があるときは、関税法施行令第61条第4項ただし書の規定に基づき、その提出を求められる。

- 2007年8月 日・インドネシア経済連携協定署名(2008年7月に発効)
- 2013年12月 一般見直しの開始に合意(2015年5月に協定の改正交渉開始)
- 2023年12月 大筋合意、両国閣僚間での共同声明を発出(2024年8月に署名)
- 2026年8月 改正議定書の発効(予定)

日本からインドネシアへの輸出

- 自動車:7品目
 - ・セダン、ステーションワゴン・スポーツカー等 → 段階的撤廃
- 鉄鋼:7品目
 - ・熱延鋼板、冷延鋼板 → 関税削減
- 鉄鋼製品:5品目
 - ・コイルバネ等 → 関税削減
 - ・組み立てクランプ等 → 段階的撤廃

鉄鋼等の特別な 免税制度の改善

- 特定用途免税制度(日本原産の鉄鋼・鉄鋼製品等のインドネシアへの輸出に関し、条件を満たす事業者に免税を適用)の改善
- 特定用途免税制度を用いて輸入されたものの、当該用途に用いられなかった鋼板(9品目)について、用途外利用の前年発生量の65%まで軽減税率(5.25%)の適用

日本のインドネシアからの輸入

- エチルアルコール:2品目
 - ・酢酸エチル若しくはエチルアミン※の製造の用に供するもの → 即時撤廃

ルール面の改善

- 電子商取引章の導入(情報越境移転の制限禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、ソースコード開示要求の禁止等)

※ 酢酸エチルは、塗料、印刷インキ、接着剤、医薬品原料などの溶剤又は原料。
エチルアミンは、医薬品、染料の中間体、ゴム薬品、除草剤、界面活性剤、塗料などの原料。

インドネシアへの市場アクセスの改善内容(鉱工業品)

2026年7月
経済産業省

品目名	品目数	日インドネシアEPA	
		現行 合意内容	今回見直し 合意内容
自動車 [7品目]			
セダン(排気量1800cc超2500cc以下)	2品目	関税削減	6年目撤廃
ステーションワゴン・スポーツカー等 (排気量1800cc超3000cc以下※)※四輪駆動以外は1800cc超2500cc以下	5品目	関税削減	6年目撤廃
熱延鋼板・冷延鋼板 [7品目]			
熱延鋼板(酸洗コイル、広幅(幅600mm以上)、薄板(厚さ3mm未満)、 中低炭素鋼(炭素含有量が全重量の0.6%未満))	2品目	除外	関税削減 15%⇒13% [2年で2%削減]
冷延鋼板(冷延コイル、広幅(幅600mm以上)、薄板(厚さ3mm未満)) ※厚さ0.5mm未満のブリキ用原板及び厚さ0.17mm以下の 中低炭素鋼(炭素含有量が 全重量の0.6% 未満)を除く	5品目	除外	関税削減 15%⇒13% [2年で2%削減]
鉄鋼製品 [5品目]			
板ばね(自動車用のもの、土工機械用のもの等を除く)	1品目	関税削減	関税削減 12%⇒7% [毎年1%、5年間削減]
コイルバネ(自動車用のもの、土工機械用のものを除く)	2品目	関税削減	関税削減 12%⇒7% [毎年1%、5年間削減]
ステンレス鋼のクランプアセンブリ(パイプ用のもの)	1品目	関税削減	6年目撤廃
ブンゼンバーナー	1品目	関税削減	6年目撤廃

※ 除外=関税撤廃の対象から除外し、市場アクセスの改善を行わないこと。6年目撤廃=協定発効後、段階的に関税を削減し、発効後6年目に関税を撤廃すること。

日インドネシアEPAにおける原産地証明書のデータ交換の取組

経緯

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（2020年12月8日）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書のデータ交換を推進。
- 2021年に原産地証明書のデータ交換の実現に向けてインドネシアとの協議を開始し、2023年6月から運用を開始。

原産地証明書のデータ交換とは

EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続において、紙の原産地証明書に代えて輸出国発給機関のシステムからNACCSに直接送信される原産地証明書のデータ（e-CO）を提出。

- ✓ 紙の原産地証明書を郵送する必要がなくなるため、事業者間における原産地証明書の受け渡しに要するリードタイム短縮。
- ✓ 輸出国発給機関からNACCSに直接送信されるため、真正性の確保。

<原産地証明書のデータ交換のイメージ>



※輸出国側での日本からの輸入の場合も同様の流れ。

e-COに関するよくある質問

Q. 日インドネシアEPAで紙の原産地証明書は利用できないのでしょうか？

A. インドネシア発給機関では2024年1月から、日インドネシアEPAでは紙の原産地証明書の発給が廃止され、原則としてe-COの発給のみとなりました。インドネシア発給機関のシステム障害等により紙で発給された原産地証明書については有効期間内（発給の日から1年）であれば日本への輸入申告において引き続き利用可能です。

Q. e-COに誤りがあったため、インドネシアの発給機関に差し替えを依頼したところ、e-COの取消しには日本税関の承認のレターが必要であると言われました。レターを発行いただけますか？
なお、輸入申告はまだ行っておりません。

A. 輸入申告前のe-COについては、日本税関の承認を得ることなくインドネシア側で取消し及び再発給が可能ですので、インドネシア側での手続きをお願いします。なお、紙の原産地証明書の場合と同様、e-COについても誤りが原産性に影響しない軽微なものであれば有効な原産地証明書として取り扱われます。

（参考）不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い（EPA・原産地規則ポータル）
https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_epa.pdf

e-COに関するその他の情報は**EPA・原産地規則ポータル**をご参照ください。
[原産地証明書のデータ交換について：税関 Japan Customs](#)

参考情報・お問い合わせ先

■ 参考情報

- 原産地証明書のデータ交換について（税関HP/原産地規則ポータル）
<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>
- 輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換 関係資料（NACCS掲示板）
<https://bbs.naccscenter.com/system/etcdoc/eco/index.html>

■ お問い合わせ先

- NACCSの業務仕様等に関するお問合せ
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）
ヘルプデスク
お問い合わせWebフォーム：
<https://bbs.naccscenter.com/inquiry/nwewebqa>
電話：0570-055-794 又は 03-6628-6270
- 原産地規則・関連する税関手続に関するお問い合わせ
各税関の原産地調査官 <https://www.customs.go.jp/question2.htm#c>

※日本からの輸出に関するe-COの利用については、発給システムに関するご質問は日本商工会議所へ、その他の運用に関するご質問は経済産業省へお問い合わせください。

（経済産業省HP）https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/epa.html

（日本商工会議所HP）<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>